

第2回 浜松市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

次 第

日時 令和2年3月13日(金)
午前8時45分～
場所 本庁5階庁議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 関係部局からの報告
- (2) 市長からの指示 など

新型コロナウイルス感染症への対応について

1. 国内・県内の発生状況（3月10日時点）・・・資料1

- 国内感染者は514名（クルーズ船関係者は除く）
（患者458名、無症状病原体保有者56名）
- 静岡県内での患者発生は2名（静岡市クルーズ船関係者、袋井市神奈川県在住者）
・・・資料2

2. 国の対応状況

- 2月25日：「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を発出
 2月27日：届出基準の定義変更
 流行地域に大韓民国大邱広域市及び慶尚北道清道群を追加
 3月 1日：「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」を発出
 今後の国内での感染の拡大を最小限に抑えるため、小規模な患者の集団（クラスター）が次の集団を生み出すことを防止
 3月 4日：「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」通知
 3月 6日：流行地域に大韓民国の複数地域とイランの一部を追加
 PCR検査を保険適用に

3. 県の対応状況

- 3月 2日：「新型コロナウイルス感染症に係る関係医療機関等連絡調整会議」を開催
 県内で新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増加することを想定した場合の医療提供体制を検討
 3月 6日：「第1回新型コロナウイルス感染症県・政令市連絡調整会議」を開催
 PCR検査実施状況、相談受付状況、帰国者・接触者外来受診状況、入院患者の状況等について情報共有
 PCR検査の保険適用に関する体制の確認

4. 市の対応状況

- 3月 9日：「西部圏域新型コロナウイルス感染症対策連絡調整会議」を開催

新型コロナウイルス相談件数 1/29～3/10 計2,342件

相談内容で多い事例

- 熱、咳等の症状があり、病院から保健所へ電話するよう言われた。
- 発熱、咳等の症状がある患者が受診に来たので、帰国者・接触者外来へまわしたい。
- 従業員に感染者が発生した場合の連絡および事業所内の消毒について。

5. PCR検査実施状況

2/14～3/10 68件

報道関係者 各位

令和2年3月10日

【照会先】

健康局 結核感染症課

係長 山田 大悟

(代表電話) 03(5253)1111

新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について (令和2年3月10日版)

3月10日現在の状況及び厚生労働省の対応についてお知らせします。(3月10日正午までの各国機関やWHO等から発表された内容を踏まえ、3月9日日報から下線部分を更新しました。)

国内で今般の新型コロナウイルスに関連した感染症の感染者は514例となりました。

内訳は、患者458例、無症状病原体保有者56名となります。国内の死亡者は9名となりました。

また、国内での退院者は102名(患者86名、無症状病原体保有者16名)となります。

1. 国内の状況について

3月10日12:00現在、457例の患者、56例の無症状病原体保有者が確認されている。

これに加え、空港検疫で1例患者が確認されており、合計すると514例となる。

【内訳】

- ・患者458例(国内事例446例、チャーター便帰国者事例11例、空港検疫1例)
- ・無症状病原体保有者56例(国内事例52例、チャーター便帰国者事例4例)
うち日本国籍461名

提供日 2020/03/10
 タイトル 新型コロナウイルス感染症患者の発生について
 担当 健康福祉部 医療健康局疾病対策課
 連絡先 感染症対策班
 TEL 054-221-2986



— 危機管理情報 —
新型コロナウイルス感染症患者の発生について

本日(3月10日)17時頃、県内から、今般の新型コロナウイルス感染症患者の発生が確認されました。

この患者は、2月26日に発熱、咳、嘔吐を発症、その後3月7日公共交通機関にて静岡県内に移動。3月9日より県内の医療機関に入院しており、県内の地方衛生研究所で検査の結果、本日陽性が判明したものです。

新型コロナウイルス感染症患者の発生が確認されたのは県内で2例目となります。本件について、濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査を確実に行ってまいります。

概要

(1)年代: 50代

(2)性別: 男性

(3)居住地: 神奈川県

(4)症状、経過:

2月26日(水) 発熱、咳、嘔吐を発症。神奈川県内での受診歴無し。
 3月7日(土) 午前中に公共交通機関で神奈川県から本県に移動。
 移動中はマスクと手袋を装着していた。
 新横浜駅で8:16発こだま637号新大阪行きの1号車中央付近に乗車し、掛川駅に9:39着。
 掛川駅東海道線1番線9:40発、袋井駅9:48着。
 袋井駅から持ち家まではタクシーで移動(タクシーは調査中)。
 3月8日(日) 19:30～19:45 袋井市内の商業施設食料品売り場を利用。
 3月9日(月) 11:00頃 袋井市内の商業施設食料品売り場を利用。
 3月9日(月) 午後 救急車の要請あり、15:27病院に搬送。救急隊員と医療機関の対応者は、神奈川県からの来訪者ということで新型コロナウイルス感染症患者を疑って感染防護対策を取っていた。
 3月10日(火) 17:00頃、PCR検査陽性を確認。

(5)行動歴:

本人からの申告によれば渡航歴はなし。

※ 本情報提供は、感染症予防啓発のために行うものです。報道機関各位におかれましては、患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、提供資料の範囲内での報道に、格段の御配慮をお願いします。

※JR東海は、該当車両を消毒。

※発熱など、体調がすぐれない方は、最寄の保健所に相談してください。

市立小中学校等における対応について

1 学校（園）における感染症対策【継続】

- (1) 基本的な感染症対策（手洗い、咳エチケットなど）の徹底
- (2) 日常の健康管理及び健康観察の徹底
 - ・十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるように指導するとともに、健康観察を徹底する。
- (3) 発熱等の風邪の症状がみられる場合の対応
 - ・保護者から「風邪の症状で欠席する」との連絡があった場合は、どのような症状であっても出席停止とし、症状が改善されるまで自宅で休養させる。
 - ・登校後、児童生徒等本人から体調不良の申し出があり、風邪の症状がある場合については、どのような症状であっても出席停止とし、症状が改善されるまで自宅で休養させる。
 - ・教職員については、風邪の症状が見られる場合、原則として自宅で休養する。
- (4) 適切な環境の保持
 - ・教室等のこまめな換気を心がける。
- (5) 卒業（園）式・入学（園）式などの学校行事等における感染症対策
 - ・卒業（園）式・入学（園）式などについては、参加者を卒業生又は入学生及びその保護者、教職員並びに式典に必要な最低限の児童生徒・園児に限定する。来賓の参加は要請しない。
 - ・その他の学校行事等については、緊急度を考慮した上で、延期又は中止を検討する。また、実施する場合にあっては、規模を縮小して実施する。
 - ・部活動については、校内での活動は、児童生徒の体調に考慮しながら実施可能とする。なお、大会等への参加は当分の間、見合わせる。
 - ・こまめな換気、参加者の手洗いの推奨及び会場の入り口にアルコール消毒液を設置するなどの対応をする。

2 児童生徒・園児に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応【継続】

- (1) 教育委員会・こども家庭部の対応
 - ・罹患した児童生徒・園児（教職員も含む）について、届け出を受けた保健所から、本人又は保護者の同意を得た内容について、学校（園）と情報を共有する。
 - ・保健所の判断に基づく要請を受け、学校（園）の全部又は一部の臨時休業・休園を行う。なお、休業・休園とする期間については、保健所の指導助言のもと決定する。
 - ・保健所の要請がない場合であっても、感染症の予防上必要があるときは、必要な臨時休業・休園を行う。その場合は、休業・休園等に伴う学習面等への影響、また、保育園は休園に伴う保護者への影響等を十分配慮し、必要に応じて保健所と相談の上、判断する。
- (2) 学校（園）の対応
 - ・保健所が行う感染経路の特定や濃厚接触者の特定等に協力する。
 - ・校長（園長）は、当該児童生徒・園児に対して、治癒するまでの間、出席停止の措置を取る。

3 2月28日付学校あて教育長通知「新型コロナウイルス感染症に対する対応について」

本日、文部科学省から全国の公立学校に対し、別添のとおり、一斉臨時休業を要請する通知がありました。

浜松市教育委員会では、子供の健康安全を第一に考えた本通知を受け、下記のとおり対応いたします。

記

3月3日（火）から3月15日（日）まで、市立小中学校、市立高等学校は臨時休業とする。

- 1 3月2日（月）は通常登校とし、休業中の過ごし方（人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごす）や課題等の指示を出す。
- 2 16日（月）から春休み開始までは、通常登校とする。
- 3 給食は3月2日以降中止とし、2日と16日以降に必要となる場合は、弁当持参とする。
- 4 公立高校の入試は、現時点では予定通り実施される。
- 5 卒業式は2月26日付け教育長通知のとおり、予定どおり実施する。
- 6 以下の場合、感染予防措置を行った上で、登校は可能とする。
 - ・公立高校入試に伴い、事前指導が必要な中学3年生の3月3日の登校
 - ・公立高校の合格発表が行われる3月13日の中学3年生の登校
 - ・児童生徒への連絡等、各学校の実情に応じた臨時的な登校

※その際、学年別の登校日や時差通学を行うなど、できる限り濃厚接触にならないよう配慮する
- 7 部活動は、中止とする。
- 8 教職員（月額払いの非常勤職員を含む）は通常勤務とする。（2月26日付け教育長通知のとおり）
- 9 非常勤講師や支援員・補助員等（時間給の職員）については、学校の臨時休業期間中は、勤務しないこととする。
- 10 急な休業により対応できない家庭への対応については、今後検討する。
- 11 その他
 - ・文書連絡便は、通常通り運行する。
 - ・空調整備等の工事は、予定通り実施する。

4 2月28日報道発表「市立小中学校の臨時休業に伴う児童生徒の対応について」

新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、小中学校が臨時休業となるため、3月3日から13日までの間（土日除く）、下記条件に該当する児童生徒については、学校において自習対応ができることとします。

なお、放課後児童会については、通常どおりの時間帯で開設します。

記

1 対象者

保護者が仕事を休めない場合に、自宅等において一人で過ごすことができない以下の児童生徒

- ・小学校1、2、3年生
- ・発達支援学級に在籍する児童生徒（小学校1年生～中学校3年生）

2 自習時間

午前8時～午後3時

ただし、途中参加、途中退出も可能とする。

3 場所

児童生徒が在籍する学校の指定する場所

※濃厚接触にならないよう配慮します。

4 自習内容

- ・学校から事前に出された課題
- ・その他（児童生徒自身が用意した教材）

5 持ち物

- ・自習に必要なもの
- ・筆記用具
- ・弁当
- ・水筒

6 体調管理

- ・風邪の症状がある場合には、どのような症状であっても参加できない。
- ・活動中、風邪の症状がある場合には保護者に引き渡す。
- ・参加日の朝、必ず自宅にて検温により健康観察をすること

7 緊急時の対応

児童生徒が参加する日は、保護者は必ず学校からの連絡を取れるようにしておく。

8 申込方法

3月3日の朝、通学する学校に保護者が申込書を持参し学級担任等に提出する。

ただし、保護者が来られない場合には、児童生徒が持参することも認める。

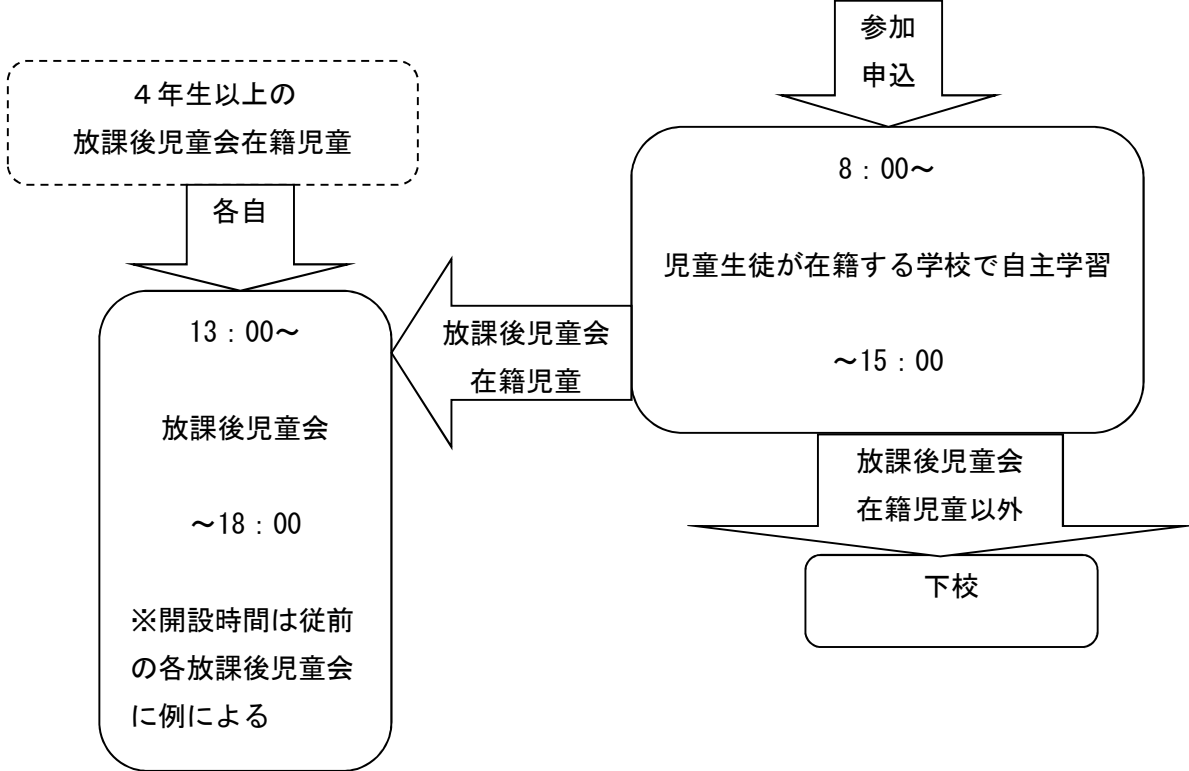
9 その他

この対応は2月28日時点におけるものであり、今後の状況によっては、変更となる可能性があります。

その際は、あらためて通知いたします。

【イメージ】

保護者が仕事を休めない場合に、自宅等において一人で過ごすことができない
①小学校1、2、3年生 ②発達支援学級に在籍する児童生徒（小学校1年生～中学校3年生）



5 3月12日報道発表「市立小中学校の学校再開等について」

文部科学省の要請を受け、3月3日（火）から15日（日）まで一斉臨時休業としていたが、16日（月）以降は下記のとおり対応する。

記

予定どおり、3月16日（月）から春休み開始まで、市立小中学校を再開する。

※春休み期間 3月19日（木）又は20日（金）～4月5日（日）又は6日（月）

1 学校再開の理由

- ・現在、市内では感染拡大を抑制できていると考えられる。
- ・児童生徒が普段の生活のリズムを取り戻し、落ち着いた気持ちで春休みを迎えることが大切である。
- ・卒業式や修了式は、児童生徒及び保護者にとって大切な学校行事であり、その準備期間として、学校を再開する必要がある。

2 再開後の活動について

(1) 基本的な感染症対策の徹底

- ・手洗いや咳エチケット、換気などの基本的な感染症対策を徹底する。
- ・風邪の症状がある場合など体調不良者については、どのような症状であっても出席停止とし、症状が改善されるまで自宅で休養させる。

(2) 卒業式・修了式について

- ・実施する。
- ・体調不良者については、参加できない。
- ・卒業式は、参加者を卒業生及びその保護者、教職員並びに式典に必要な最低限の児童生徒に限定する。来賓の参加は要請しない。

(3) 部活動について

ア 3月16日（月）～19日（木）

- ・中止とする。

イ 3月20日（金）以降の春休み期間

- ・校内での練習のみ実施可能とする。
その際、生徒・教員の体調を十分に確認し、手洗い、換気、身体接触を減らす等感染予防に最大限の配慮をすること。
- ・練習試合の実施や大会等への参加は控える。

(4) 放課後児童会について

- ・通常の時間帯で開設する。
- ・春休み期間中は、午前中から開設する。

(5) 学校給食について

- ・中止とする。

3 市立高等学校について

- ・3月19日（木）まで休業期間とする。ただし、18日（水）は修了式のため登校日とする。（卒業式は3月1日（日）に実施済）

※本件は、3月11日（水）時点における対応方針であり、今後、児童生徒及び教職員等に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合は、変更となる可能性があります。

市立幼稚園・市立保育園における対応について

1 要旨

市立幼稚園（60園）、市立保育園（20園）について、国通知を踏まえ、引き続き開園する。

卒園式・入園式は、規模を縮小し、感染症対策を充分に行った上で実施する。

2 園における感染症対策

小・中学校の対応と同じ

3 園児に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応

小・中学校の対応と同じ

【参考】

○市立幼稚園（60園）の今後の予定

- ・卒園式 3/17（火）
- ・学年末・学年始の長期休園 3/18（水）～4/7（火）
（ただし、一部の園で預かり保育を実施）
- ・入園式 4/ 8（水）

○市立保育園（20園）の今後の予定

- ・卒園式 3/14（土）または3/21（土）
- ・入園式 4/ 1（水）

※卒園式と入園式の間についても、通常の保育を継続して行う

浜松こども館の臨時休館継続について

1 要旨

政府の要請を踏まえ、引き続き新型コロナウイルスの感染症拡大を防止する観点から、臨時休館を継続するもの。

2 臨時休館期間

令和2年3月16日（月）～令和2年3月23日（月）

※5階 浜松こども館分室「ここ・い〜ら」の貸館業務は通常どおり実施

※当初の臨時休館期間

令和2年3月3日（火）～令和2年3月15日（日）

3 その他

浜松こども館ホームページ(<http://kodomokan.entetsuassist-dms.com/>)で周知する。

浜松科学館の臨時休館継続について

1 趣旨

政府の要請を踏まえ、引き続き新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、臨時休館を継続するもの。

2 臨時休館期間

令和2年3月17日（火）～令和2年3月23日（月）

※ 当初の臨時休館期間

令和2年3月3日（火）～令和2年3月15日（日）
（令和2年3月16日（月）は、通常の休館日）

3 その他

浜松科学館ホームページ（www.mirai-ra.jp）で周知する。

産業界の対応について

1 業況調査

(1) 浜松商工会議所

519社を対象にアンケート調査を実施(2/18～2/28) 298社(57.9%)回答。

- ・影響が7割超(70.1%)
 - 既に影響あり 21.8%、今後影響が出ると予想 48.3%
- ・影響の具体的内容
 - 中国からの調達・輸入に支障 31.3%、外出手控えによる売上減少 29.7%
- ・具体的対策
 - 代替調達先確保 20.6%、生産・販売計画見直し 15.8%

※4月に追加調査を予定

(2) 静岡県国際経済振興会

静岡県国際経済振興会(SIBA)と静岡県日中友好協議会が協力し、会員企業等(368社)にアンケートを実施(2/18～2/28) 109社(29.6%)回答。

影響を受けている企業の割合

- 中国に拠点を有する企業…59社中 57社(96.6%)
- 中国と輸出入取引がある企業…74社中 57社(77.0%)
- 中国との直接的な取引のない企業…20社中 13社(65.0%)

2 支援実績

(1) 市制度融資(利子補給)「新型コロナ対応枠」(3/1～)

3/11現在、申請5件。 @300～500万円 旅行業などのサービス業

(2) セーフティネット保証制度4号の認定

3/11現在、申請5件。 飲食業、旅行業、建築業、製造業

(3) 専門家派遣事業の期限延長【(公財)浜松地域イノベーション推進機構】

「専門家派遣事業」について、新型コロナウイルス感染症の影響により中小事業者が事業計画の見直し等を行う場合の派遣期限を3月末まで延長

(4) 相談窓口の継続

浜松商工会議所、各商工会、市内金融機関、中小企業中央会西部事務所
日本政策金融公庫浜松支店、静岡県信用保証協会浜松支店、商工中金浜松支店 等
※浜松商工会議所…3/23～24 Any 飲食店向け出張相談会

3 追加支援

(1) 国…無利子・無担保の特別貸付制度の創設

売り上げが急減した個人事業主を含む中小企業が対象

(2) 県…県制度融資にセーフティネット4号に認定された中小企業に対する対応枠設置(3/2～6/1)

(3) 市…別紙のとおり

新型コロナウイルス感染症に係る追加経済対策

産 業 部

- 飲食店消費拡大キャンペーン (令和2年度)
飲食予約サイトを活用したクーポンによる飲食店支援を検討中。
- 浜松・浜名湖 DMO 形成支援事業 (予算措置済) (令和元年度)
新型コロナウイルスの感染拡大により、市内宿泊施設に大量の予約キャンセルが発生していることへの対策として行った第1弾の「観光キャンペーン」が好評であったことから、第2弾として、新たに2,000円～10,000円(宿泊料により変動)のオンラインクーポンを5,000室分、追加発行するもの。(公財)浜松・浜名湖ツーリズムビューローと共同事業として実施。
- 海外に向けた情報発信事業 (予算措置済) (令和2年度)
欧米豪市場及びアジアの富裕層を中心とする外国人個人旅行者(FIT)に向け、本市の魅力を通じ安心、安全、快適を印象づける動画プロモーション等を作成し、デジタルマーケティングの手法により発信する。あわせて日本政府観光局が運営する多言語ウェブマガジン等の記事広告を掲載する。
- 子供たちに花を贈るキャンペーン (令和2年度)
農林水産省の実施する「花いっぱいプロジェクト」を受け、市内全小学校(本校96・分校1)及び中学校(本校48・分校1)に花を贈り、新型コロナウイルスの影響で需要が減少している花の消費拡大を図ることで、市内の花生産者を支援する。
- 浜松花いっぱいプロジェクト (令和2年度)
農林水産省の実施する「花いっぱいプロジェクト」を受け、公共施設のカウンター等に花を飾ることで、新型コロナウイルスの影響で需要が減少している花の消費拡大を図り、市内の花小売店や花生産者を支援する。
- 浜松パワーフード弁当キャンペーン (令和元年度)
「パワーフード弁当」を作成し販売するキャンペーンを実施することで、夜間の売上が減少している浜松パワーフード応援宣言をする飲食店を支援する。
飲食店が作成した浜松パワーフード弁当を注文方法等とともに市HPなどでPRを行う。また、購入者にはシールを配布し、1番多く弁当を食べた人に飲食店からの協賛品をプレゼントする。

○花の日キャンペーン

(令和元年度)

父の日や母の日、いい夫婦の日などの記念日に花を贈るきっかけを創出するため、市役所1階において、花を販売するキャンペーンを実施し、市内の花弁生産者を支援する。

○流通関係者との商談マッチングの実施

(令和元年度)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売り上げの低迷や過剰在庫などの課題に直面している市内の一次産業者や加工販売事業者などと流通関係者とのマッチングを行う。なお、商談は商談シートやインターネットメールを利用して実施する。

○企業・店舗 SOS お知らせ掲示板

(令和元年度)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売り上げの低迷や過剰在庫などの課題に直面している市内の一次産業者や加工販売事業者などの情報を、浜松市公式ホームページ内に取りまとめて掲載。

※問い合わせや購入については、購入者と事業者が直接連絡。

観光事業者等への対応について

1 『浜松・浜名湖観光キャンペーン』第2弾の開催について

(1) 事業概要

新型コロナウイルスの感染拡大により、市内宿泊施設において大量の予約キャンセルが発生しており、観光業への影響が深刻化している。その対応策として、国内オンライン予約サイトを通じて、市内施設の宿泊に利用可能なオンラインクーポンを発行する観光キャンペーンの第1弾を行ったところ好評であったことから、さらに第2弾を実施し、本市への来訪を誘引する。

(2) 内容

①予約サイト 新たに2サイトを追加し、5サイト以上で実施
※じゃらん、楽天トラベル、赤い風船（日本旅行）などの予約サイト

②オンラインクーポン

新たに先着5,000室分のオンラインクーポンを追加発行

ア) クーポン額 2,000円～10,000円 ※宿泊額により額が変動

イ) 実施期間 3～6月まで利用可能

(3) 事業費 29,970千円 ※第1弾事業と併せた事業費総額は、38,245千円

(4) 参考

①第1弾の実施状況

3つのサイトで、1,375室分のオンラインクーポンを発行。

②市内宿泊キャンセルの状況

(R2.2.29末現在)

	～1月まで	2月まで	3月予約分	4月予約分	計
キャンセル数	5,959人	33,337人	40,007人	12,201人	91,504人
うち、日本人	1,970人	9,177人	15,931人	7,067人	34,145人

※宿泊施設24施設からの回答

2 浜松まつりについて

浜松まつりの開催の可否については、浜松まつり組織委員会が新型コロナウイルス感染拡大の状況及び国の対応などを注視し、3月中旬を目途に判断する予定。

職員に対する対応について

1 感染予防対策

(1) 全庁通知等による職員への周知啓発

- ・ 手洗い、咳エチケットの励行
- ・ 発熱等の風邪様症状が見られる際は出勤を控えるよう周知
- ・ 時間外勤務の縮減など、十分な休養と睡眠の確保
- ・ 換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける

(2) 集団感染が懸念される場所への往來の記録 (3/11 通知済)

- ・ 厚生労働省から国民に対して「換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けるよう」お願いが出されている。
- ・ 感染予防と健康管理を図るため、当面の間、**職員各自**において次の対応をとるものとする。
 - ① 集団感染が懸念される場所を往來した場合の行動の記録
 - ② ①の空間への往來後 (5日間) の検温等による症状有無の確認

2 休暇を取得しやすい環境整備

- ・ 国における対応方針を踏まえ、小中学校、高等学校等の臨時休校を受け、子の世話をを行う必要がある職員等に特別休暇の取得を認める。(3/2・3/4 通知済)

3 職員の状態別の服務その他の対応 (3/11 通知済)

No.	職員	区分	管理対応	職員対応	服務対応
①	集団感染が懸念される場所へ往來した者		自己管理	往來後5日間、検温等による症状有無の確認	出勤可
②	濃厚接触が疑われる者 (※1)	症状無	所属長による健康状態把握 (体温・呼吸器症状・全身症状)	毎朝、体温・呼吸器症状・全身症状(※2)を確認し、問題がなければ出勤。出勤後、健康状態を所属長に報告。	出勤可
③		症状有 (※2)		休暇取得	
④	濃厚接触者		保健所による健康観察	出勤停止 保健所の指導に従う	特別休暇等
⑤	感染が判明した者		保健所による入院勧告	保健所の指導に従う	私傷病休暇等

※1 「濃厚接触が疑われる者」とは、感染判明者と長時間の接触があった者。

※2 37.5度以上の発熱、息苦しさ(呼吸器症状)、強いだるさ(倦怠感)等何らかの風邪様症状。

住所異動（転出届）の郵便による届出の積極的活用について

1 転出届の概要

市外へ住所を異動する場合、2週間以内に区役所へ転出届を提出する義務がある。転出届は3月には住民異動に係る届出の大半を占める。届出の方法は窓口に来る方法と郵便による方法がある。

2 郵便による届出の積極的活用

転出届は郵便での届出が可能であるため、住民に積極的に活用を促す。郵便届出の活用により、来庁して多数人の集まる場所を避けることで、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する。

3 その他、証明書について

住民票の写し、戸籍証明書などについても、窓口での取得の他、マイナンバーカードによるコンビニ交付や郵便による請求が可能である。こちらについてもホームページに案内を掲載し周知を図り、住民に活用を促す。

市主催のイベントについて

1 市主催等イベントの延期、中止の状況について（3月12日正午時点）

	延期件数	中止件数
3月15日（日）までのイベント	5件	226件
3月16日（月）から3月23日（月）までのイベント	2件	45件
3月24日（火）以降のイベント	1件	14件
合計	8件	285件

中止・延期を決定したイベントは、毎日正午時点でとりまとめ、当日の午後に市ホームページを更新している。

※ホームページの更新は、土曜日、日曜日、祝日を除く

2 今後のイベント対応方針

3/15（日）までとしていた、市が主催する以下のようなイベントの開催を原則として延期または中止とした期間を3月23日（月）までとする。

- ・屋内で行われる不特定多数の参加者を募るイベント
- ・屋内、屋外を問わず食事を提供するイベント
- ・高齢の方や妊婦の方などが多数参加するイベント 等

延期や中止が難しいイベントについては個別に判断する。

開催する場合においては、参加者への手洗いの推奨、アルコール消毒薬の設置、体調不良の方の参加自粛の呼びかけなど、対策を徹底したうえで実施する。

共催イベントや、市が実行委員会に参画するイベントについては、市の方針を踏まえ、丁寧な調整をする。